

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、その
日は、当たるの日が休日)

目次

◇告示 指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)

都市計画事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(下水道課)

◇選管告示 都市計画法による公聴会の開催(都市計画課)

◇公 告 都市計画法による公聴会の開催(都市計画課)

◇正 誤 平成7年8月25日付鳥取県告示第五百九十号中訂正

告示

平成7年10月13日

鳥取県告示第六百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

鳥取県告示第六百七十八号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成七年十月一日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画公園 二・二・五十八号加茂北公園
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定老人訪問看護事業者の名称
医療法人厚生会
- 二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
米子市彦名町一二五〇
- 三 老人訪問看護ステーションの名称
訪問看護ステーションひこな
- 四 老人訪問看護ステーションの所在地
米子市彦名町一二五〇

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年七月二十四日 鳥取県指令米土維十第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原八丁目一四七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二〇九七

有限公司 ミヤムラ

代表取締役 宮村 厚徳

鳥取県告示第六百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

平成七年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

平成年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年十月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成七年十月二十日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 国民参政百五周年・普通選挙七十周年・婦人参政五十周年記念式典の実施について

一 施行者の名称
岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業

三 事業施行期間
岩美町公共下水道

平成三年二月二十二日から平成十三年三月三十日まで
(変更前平成二年二月二十二日から平成十一年三月三十日まで)

四 事業地

1 収用の部分
追加する部分 岩美郡岩美町大字大谷及び大字岩本の各一部

2 使用の部分 なし

公

告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成7年10月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

報 公 県 取 鳥

1 公聴会の開催日時及び場所
区 分 日 時 場 所 米子境港都市計画の決定案に係る 公聴会 平成7年11月10日（金） 午後2時から 米子市末広町58-6 米子市文化ホール

1 公聴会の開催日時及び場所

米子市加茂町一丁目1
米子市都市開発部都市計画課 電話 0859-22-7111 内線291

境港市上道町3000
境港市建設部都市計画課 電話 0859-44-2111 内線180
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15
日吉津村企画課 電話 0859-27-0211

- 2 公聴会の案件
用途地域に関する都市計画の決定について
3 案件の概要

平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日から施行）により、
住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域の種類が8種類から12種類になり、同時に各用途地域において建築することができる建築物の用途についても見直しが行われた。
この用途地域の改正に伴い、従来定められていた用途地域を新用途地域に指定替える都市計画の決定を行うものである。

- 4 公述の申出等
(1) 公述申出書

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

(2) 提出期限

平成7年10月25日（水）（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述人の選定等

同趣旨の意見が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、または意見を述べる時間制限することができる。

5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220

申出書	照合
平成七年一月十一日田嶋誠の黒路野扣示篠田四十九町（開発行為は認められない事に限る）	申入の趣旨は認められない事に限る。

申出書
上 111 森脇大介
申出書
上 111 森脇大介